資料3　第22回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第22回河川保全利用委員会（H20.10.3）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第22回委員会での審議結果	第23回河川保全利用委員会 審議内容	第23回委員会配布資料
1)第21回委員会の整理事項	●「資料2 第21回河川保全利用委員会審議事項の整理表」の審議事項を確認し、承認した。	－	－	－
2)基本理念・基本方針について	●「資料3　基本理念と基本方針について」を説明し、審議を行った。 【前文】 ・「なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。」とあるが、書くまでもないことだと思われる。 【基本理念】 ・「残された」という表現はそぐわないので修正した方がよい。 ・具体的な利用形態は、基本理念と基本方針を踏まえて出てくるものなので、基本理念の中に入れるのではなく、基本方針の後に入れた方がよい。 ・具体的な利用形態の「(6)自由使用と自己管理のもとでの利用」は削除するか、必要ならば「この基本理念を踏まえた望ましい具体的な利用形態は、自由使用と自己管理を原則として以下のものが挙げられる」と文章に盛り込んではどうか。 ・自然を修復・回復していくということを基本理念の文章に追加して、考え方を明確にした方がよい。ただし、書きすぎると基本理念としてふさわしくなくなるので注意が必要である。 【基本方針】 ・(5)で「関係住民間」という言葉があるが、「関係者間」の方がよいのではないか。	・事務局にて今回の委員会で出された委員意見を反映した修正案を各委員へ事前に送付して意見をいただくというやりとりを行って、次回委員会にて最終案を示すこととする。	・基本理念・基本方針の最終審議を引き続きお願いする。	資料4
3)ガイドラインについて	●「資料4　ガイドラインについて」「資料5　審査表について」を説明し、審議を行った。 【ガイドラインに替わる名称について】 ・事務局より「案－1　河川敷地占用許可申請・審査のガイドラインと手引き」と「案－2　河川敷地占用許可申請・審査の手引き」の2案を提示し、審議が行われた。 【審査表について】 ・A22の書き方がわかりにくいので、区分Aの審査項目にA3を新たに設けて、そこで継続申請時に意見書の内容を反映し、改善されているか否かを判断する。 ・C14の「協調を試みる」という意味がわかりにくい。 ・C21で「月内変動」とあるが、月内での変動はあまりないと思われるので、変動様式を「時刻、曜日、季節」という形にした方がわかりやすいと思う。 ・D15で「生育生息環境」とあるが、環境用語では「生息・生育環境」なので修正すべきである。 ・凡例は不要である。	【ガイドラインに替わる名称について】 ・「案－2　河川敷地占用許可申請・審査の手引き」が採用され、名称が確定した。 【審査表について】 ・事務局にて今回の委員会で出された委員意見を反映した修正案を各委員へ事前に送付して意見をいただくというやりとりを行って、次回委員会にて最終案を示すこととする。	・河川敷地占用許可申請・審査の手引き、審査表について最終審議をお願いする。	資料5
4)ガイドライン制定後の委員会審査について	●「資料6　ガイドライン制定後の委員会審査について」を説明し、審議を行った。 ・事務局から提案されたB案とC案について審議が行われた。	・B案が標準的な進め方として確認された。	－	－
5)その他	●「資料7　委員任期の延長について」を説明した。 ・委員任期の延長（平成21年3月末まで）に係る文章について了承を得た。	－	－	－
その他	●「資料8　今後のスケジュールについて説明した。 －	－	－	－
一般傍聴者からの意見聴取	●一般傍聴者からの意見 ・グライダー訓練場の案件について、比較的早い時期に再度申請がなされると聞いたがどうなのか。 ・河川保全利用委員会は他の地域でも開催されているのか。	●事務局からの回答 ・グライダー訓練場の件については、そのような話は今のところ聞いていない旨を回答。 ・河川保全利用委員会については、淀川本川、宇治川、桂川、木津川、猪名川で開催されている旨を回答。	－	－

資料４　河川敷利用の基本理念・基本方針について

第２２回委員会で提案した「基本理念･基本方針について（修正案)」	第２３回委員会で提案する「基本理念･基本方針について（最終案)」	説明
琵琶湖河川事務所が所管する河川における **河川敷利用の基本理念と基本方針（案）** 河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。そのため、ここに河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本方針を定める。 なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。	**琵琶湖河川事務所が所管する河川における** **河川敷利用の基本理念と基本方針（案）** 河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。そのため、ここに河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本方針を定める。 なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。	《意見照会経過》 10/21 委員各位へ意見照会依頼（第 1 回） （照会期限 10/29） 内容:第 22 回委員会での意見を反映させる ↓ 委員より再意見あり ↓ 11/18 委員各位へ意見照会依頼（第 2 回） （照会期限 11/21） 内容:意見照会（第 1 回)に対する再意見を反映させる ↓ 最終案確定
１．河川敷利用の基本理念 川は、生物の生息・生育環境として、地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を河川敷利用の基本理念とする。 なお、この基本理念を踏まえた望ましい具体的な利用形態は以下のものが挙げられる。 （１）自然環境の保全・修復に向けた利用 （２）水環境学習を推進するための利用 （３）治水・利水のあり方を理解するための利用 （４）自然散策等健康増進のための親水空間としての利用 （５）流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用 （６）自由使用と自己管理のもとでの利用	**１．河川敷利用の基本理念** 川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきている。そのような認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。 （なお書き以降は削除し、一番最後へ移動）	
２．河川敷利用の基本方針 琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は､基本理念を踏まえて以下のとおり定める。 （１）自然環境の保全・治水・利水を踏まえたものとする。 （２）誰もが河川と容易にふれあえるものとする。 （３）利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。 （４）利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、自然環境の復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。 （５）利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。	**２．河川敷利用の基本方針** 琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。 （１）自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたものとする。 （２）誰もが河川と容易にふれあえるものとする。 （３）利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。 （４）利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、自然環境の復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。 （５）利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	

第２２回委員会で提案した「基本理念･基本方針について（修正案)」	第２３回委員会で提案する「基本理念･基本方針について（最終案)」	説明
３.（削除） 以上	上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。 （１）自然環境の保全・修復に向けた利用 （２）水環境学習を推進するための利用 （３）治水・利水のあり方を理解するための利用 （４）自然散策等健康増進のための親水空間としての利用 （５）流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用 以上	

河川敷占用許可申請・審査の手引き (案)

2008年12月

河 川 保 全 利 用 委 員 会
(琵琶湖河川事務所)

目　　次

１．目的　1
２．適用範囲　1
３．河川敷の保全と利用の基本的な考え方　1
　３－１　河川敷利用の基本理念　1
　３－２　河川敷利用の基本方針　1
　３－３　河川敷占用許可審査の基本的な考え方　2
４．河川敷占用許可制度　3
　４－１　河川敷占用許可制度の流れ　3
　４－２　事前協議システムにおける審査の留意点　4
　４－３　事前協議システムにおける委員会審査の流れ　5
５．審査の準備　6
　５－１　審査に必要な書類　6
　５－２　委員会１回目（第１回審査）の準備内容　6
　５－３　委員会２回目（第２回審査）の準備内容　6
　５－４　審査表の作成と運用　7
６．審査表の構成　8
　６－１　審査表の構成　8
７．申請内容の審査事例　１０
　７－１　審査事例集の整理　１０
　７－２　審査事例集の使用上の注意事項　１１
８．審査結果の集約と提出　１２
　８－１　委員会審査結果の集約　１２
　８－２　意見書による審査結果の回答　１２
９．審査資料と参考資料　１３
　９－１．審査資料　１３
　９－２．参考資料　１３

１．目的

本手引きは、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下「委員会という。）における申請・審査の参考とすべく、審査の流れと審査基準としてのポイントやこれまで審査が行われた案件の審査事例を取りまとめたものである。本手引きを利用することにより、申請者にとっては占用許可申請説明書作成の参考となり、河川管理者及び委員会にとっては審査が同一の視点で実施されることが期待される。

２．適用範囲

琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。

３．河川敷の保全と利用の基本的な考え方

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。そのため、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本理念を定めた。

なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

３－１　河川敷利用の基本理念

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきている。そのような認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

３－２　河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。

（１）自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたものとする。
（２）誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
（３）利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
（４）利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、自然環境の復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
（５）利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。

（１）自然環境の保全・修復に向けた利用
（２）水環境学習を推進するための利用
（３）治水・利水のあり方を理解するための利用
（４）自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
（５）流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用

3－3　河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方については、以下のとおりである。

（1）河川敷占用許可に係る審査の基本は、河川敷利用の基本理念（以下「基本理念という。）と河川敷利用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づくこととする。

（2）基本理念・基本方針は、琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。

（3）基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

(説明)

①河川敷利用の可否は、基本理念と基本方針を基に審査・判断を行う。

②既存継続施設は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念・基本方針に合致しない場合においても、当面の場合は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や利用の縮小・廃止を目指すものとする。

3－4　その他

委員会における審査が終了した占用施設については、「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考として「各占用区域ごとの現状と今後の望ましい利用形態」を定め、「９－２参考資料」に随時追加していくこととする。

4．河川敷占用許可制度

4－1　河川敷占用許可制度の流れ

琵琶湖河川事務所における占用許可制度の流れを以下の図に示す。

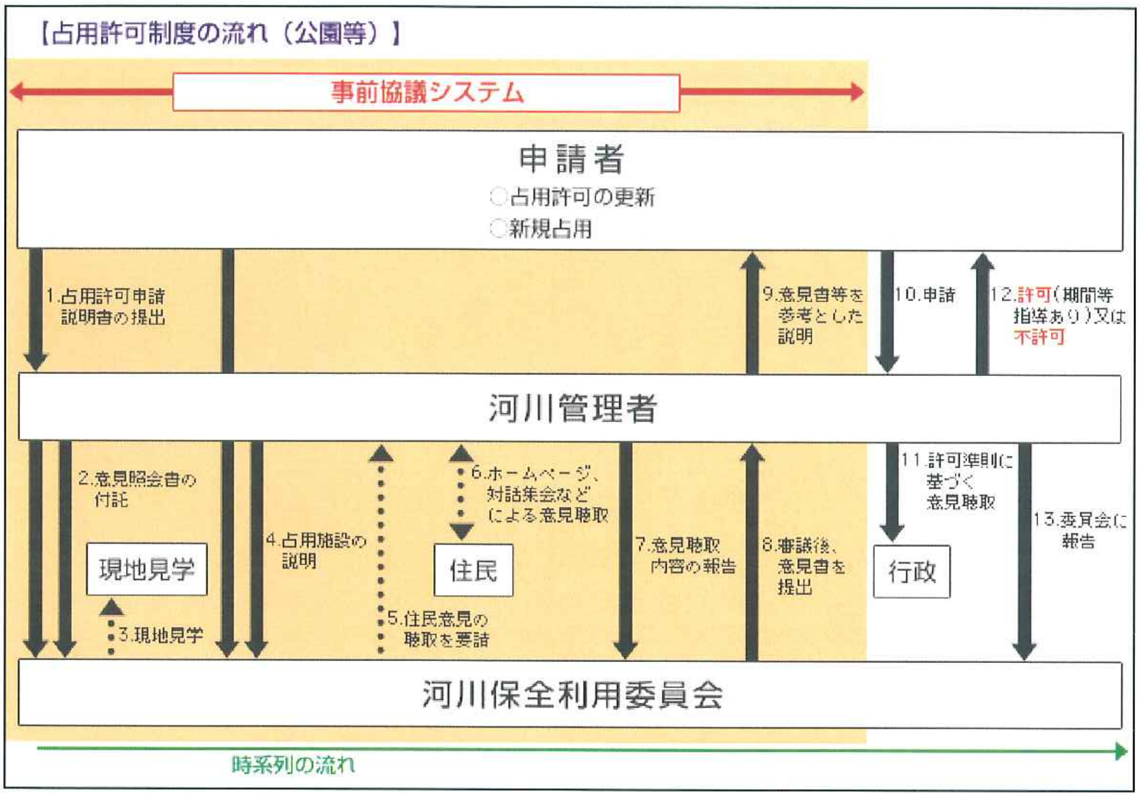

占用許可制度の流れに示す①から⑬までの各手続きのステップを以下に説明する。

①申請者は「占用許可申請説明書」（以下「説明書」という。）の作成を行う。

・申請者は、基本理念と基本方針に基づいた河川敷利用となるように検討した上で、審査表（原本）の項目に従って「説明書」を作成して河川管理者へ提出する。

②河川管理者は、意見照会書に「説明書」及び「審査結果一覧表」（以下「一覧表」という。）を添付して、委員会へ付託する。

・河川管理者は、申請者が提出した「説明書」に記載した河川敷利用が基本理念・基本方針に合致した施設か否か、また「説明書」に不備がないか形式審査を行う。その後、審査表（原本）を基に申請案件に応じた審査表（案）を作成し、審査表（案）のうち河川管理者が審査を行う項目について審査を行い「一覧表」を作成する。

③委員会は、必要に応じて現地見学を行い施設状況を確認する。

④委員会は、委員会を開催して河川管理者及び申請者から占用施設の説明を受ける。

・河川管理者から審査を付託された委員会は、申請内容が基本理念と基本方針に合致

するか否かを確認し、合致すると判断した場合は審査を開始する。
・委員会は、委員会１回目（第１回審査）において河川管理者から申請された案件の概要及び一覧表の説明を受ける。
・委員会は、委員会２回目（第２回審査）において河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。なお、申請者からの追加説明を受ける必要がある場合は、委員会３回目（第３回審査）を開催する。
・委員会は、申請案件を精査するため、河川管理者が作成した審査表（案）に問題がなければを審査表（案）を承認して審査表に基づき審査を行う。なお、審査表（案）に問題があれば、委員会は審査項目・審査細目の追加等を行うことができる。

⑤委員会は、必要に応じて、住民意見の聴取を河川管理者へ要請する。

⑥河川管理者は、委員会からの要請を受けて、ホームページや対話集会などによる意見聴取を実施する。

⑦河川管理者は、実施した意見聴取の内容を委員会へ報告する。

⑧委員会は、審査を行い、その結果をまとめて意見書を作成し、河川管理者へ提出する。

⑨河川管理者は、意見書などを参考として申請者に説明を行う。

⑩申請者は⑨の説明を踏まえて、河川法に基づく申請を河川管理者へ行う。

⑪河川管理者は、河川敷地占用許可準則に基づき、申請案件が存する自治体へ意見聴取を行う。

⑫河川管理者は、意見書を尊重して、河川法に基づく許可又は不許可を行う。

⑬河川管理者は、河川保全利用委員会に対して⑫の結果を報告する。

４－２　事前協議システムにおける審査の留意点

（１）河川管理者及び委員会は、審査表を用いて審査を実施する。
（２）審査表は、審査を行う項目を示したものであり、本手引き５－４「審査表の作成と運用」に従って申請案件ごとに作成する。
（３）河川管理者及び委員会は、審査項目・審査細目とその説明欄の記載に基づき審査・判断を行う。
（４）審査項目・審査細目の審査・判断結果は、意見書作成に活用する。

４－３　事前協議システムにおける委員会審査の流れ

事前協議システムでの委員会審査の流れを示す。

・河川管理者から申請者へ「占用許可申請説明書」の作成を依頼する。
・申請者は「占用許可申請説明書」を作成し、河川管理者へ提出する。
・河川管理者は、本手引きに基づき審査項目の一部を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
・河川管理者は、河川保全利用委員会へ意見照会書に「占用許可申請説明書」「審査結果一覧表を附して、付託する。

↓

委員会1回目（現地見学・河川管理者から概要及び審査結果一覧表の説明）
※この委員会で時間があれば、河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。

↓　ホームページや対話集会により意見聴取を行う

委員会2回目（河川管理者が審査を行った項目以外の審査）

↓　審議状況により、委員会回数の増減あり

調整作業会1回目（審査コメント、意見書の集約）

↓

調整作業会2回目（意見書の集約）
※必要に応じて開催する

↓

委員会3回目（意見書（案）審議）

↓

・意見書提出
・ニュースレターにて審査結果を公表

※標準モデルとして委員会は３回とするが、審議状況により委員会回数は増減する。

※申請者は委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目に係る説明要請があった場合には、書面にて河川管理者を通じて回答する。

5．審査の準備

5－1　審査に必要な書類

委員会審査のために準備する標準的な書類を以下の表に示す。

委員会審査に必要な書類

書類の区分	書類の名称
申請者が準備する書類	占用許可申請説明書
事務局が準備する書類	申請箇所の現況図（平面図と施設写真） 審査表（案） 対話集会による意見 河川法関連の情報 その他必要と思われる書類
審査の判断の基となる書類	基本理念と基本方針 河川敷占用許可申請・審査の手引き 審査表 過去の審査結果 過去の意見書

5－2　委員会１回目（第１回審査）の準備内容

第１回審査では、委員会は現地見学を行い、河川管理者から申請案件の概要と「一覧表」の説明を受ける。概要説明は、以下に示す項目を参考に行う。

《 第1回審査での概要説明項目の例 》

(1)審査対象施設の概要
(2)占用許可の経緯（継続施設の場合）
(3)施設の利用状況(施設全体の利用者数と個別施設の利用者数)
(4)申請者から河川管理者が報告を受けている内容
(5)地元、利用者から寄せられた要望事項
(6)施設に関する苦情、迷惑行為の発生状況
(7)申請者への許可に際して行っている指導事項

5－3　委員会２回目（第２回審査）の準備内容

第２回審査では、河川管理者から第１回審査で委員会から質問があった事項等に対する説明を行い、河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。

《 第2回審査での説明項目の例 》

(1)第1回審査で委員会から質問があった事項
(2)現地見学において委員会から質問があった事項
(3)その他必要と思われる事項

なお、第２回審査において委員会から出された質問事項については、委員会３回目（第３回審査）を開催して説明を行う。

５－４　審査表の作成と運用

（１）審査表原本の作成

事務局は、今までの委員会審査で使用した審査表の活用結果を集大成したものとして審査表原本を作成し、本手引きに収録するするものとする。

なお、審査表原本は審査を行う上で重要なものであることから、審査が終了した案件の審査表における新規追加項目等を随時反映させることとする。

（２）審査表の作成

河川管理者は、審査対象案件に応じて審査表原本から審査に必要と思われる審査項目・審査細目を取捨選択して審査表（案）を作成する。また必要に応じて審査項目・審査細目の新規追加等を委員会へ提案することができる。

委員会は、河川管理者から審査表（案）の提出を受け、内容を検討し、問題がなければ審査対象案件用の審査表として承認し、審査に活用する。なお、河川管理者から提出された審査表（案）に問題があれば、委員会は審査表（案）に審査項目・審査細目の追加等を行うことができる。

（３）審査表の活用と審査表原本の整理

委員会にて承認を受けた審査表に審査表原本に記載された審査項目・審査細目以外の審査項目・審査細目がある場合は、審査対象案件の審査終了後に、審査表原本へ追加整理等を行い、常に最新の審査表原本を本手引きに収録するものとする。

６．審査表の構成

６－１　審査表の構成

委員会で使用する審査表は、以下に示す審査区分、審査項目、審査細目の構成とする。なお、審査細目には説明を記載することとする。

審査表の構成

審査区分	審査項目(1)	審査細目(11)	審査細目(11)の説明
		審査細目(12)	審査細目(12)の説明
		審査細目(13)	審査細目(13)の説明
	審査項目(2)	審査細目(21)	審査細目(21)の説明
		審査細目(22)	審査細目(22)の説明
		審査細目(23)	審査細目(23)の説明
	·····	·····	·····

（１）審査区分と審査項目

①審査区分

審査表の審査区分は、右の４つの区分から構成する。

Ａ．基本理念と基本方針等の検証

Ｂ．占用施設の計画と設置理由の検証

Ｃ．占用施設の利用計画と利用者等からの検証

Ｄ．環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証

審査区分	審査項目
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念
	A2 基本方針
	A3 意見書
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性
	B2 代替性
	B3 安全性
	B4 公共性
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画
	C2 利用者
	C3 利用形態
	C4 住民意見の反映
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境
	D2 治水
	D3 利水
	D4 景観・文化

②審査項目

審査項目は、審査区分に対して審査に必要な項目を設定する。

審査区分に対する審査項目は、

審査区分「Ａ」で３項目

審査区分「Ｂ」で４項目

審査区分「Ｃ」で４項目

審査区分「Ｄ」で４項目

の計１５項目を設定している。

審査項目は、審査対象案件により必要に応じて新審査項目の追加や、分割を行う。なお、現在の審査区分と審査項目の関係を右上表にて示す。

（2）審査細目

審査細目は、審査内容を明確にして効率的に審査を進めるために、審査項目を細分化して設定し、審査内容について説明欄に具体的に記載する。

審査細目は、審査項目の審査内容について、より詳細な設定を行うため、審査細目数は審査項目により異なる。

例えば、「A 1　基本理念」では「A 11　基本理念」の 1 項目であるが、「B 1　必要性」では「B 11　必要理由」「B 12　適正面積」の 2 項目となる。

なお、審査細目は必要に応じて追加や削除を行えるものとする。

審査区分	審査項目	審査細目	説　明
A 基本理念と基本方針等の検証	A1　基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。
	A2　基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。
	A3　意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。（改善のための計画を策定したか。）
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1　必要性	B11　必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。
		B12　適正面積	占用面積は必要最小限にしているか。その算定に妥当性を示したか。
	B2　代替性	B21　代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。
		B22　代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査したか。
		B23　代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合用地取得を試みたか。
·····	·····	·····	

7．申請内容の審査事例

7－1　審査事例集の整理

審査事例は、委員会で審査した審査結果を審査表の審査細目ごとに、以下の『審査事例の記入フォーム』に記載して作成した。

作成した審査事例を集めた審査事例集は、審査資料２に収録する。

《審査事例の記入フォーム》・・・・審査項目毎に事例を整理

審査項目	B○【審査項目名】	B○○【審査細目名】

(1)審査で判断する内容
■審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。
■審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。

(3)審査で使用する資料名
■申請者の説明資料名を記載する。
■事務局が準備する資料名を記載する。
■その他必要な資料を記載する。

(2)判断のポイント
■現地調査で確認するなど、具体的確認する内容を記載する。
■審査ポイント、審査の視点など判断の参考となる内容を記述する。

(4)審査での判断例
■今までの委員会審査結果での審査項目のまとめ結果を記載する。判断に至った現地の写真、判断資料の具体内容は(5)参考となる写真等に記載する。
■審査事例は、【事例○】と審査名称を簡略して記載する。 【事例1】小浜河川公園 【事例2】川田河川公園 【事例3】改修記念公園 【事例4】グライダー操縦訓練場予定地 【事例5】野洲川立入河川公園 【事例6】野洲川河川公園 【事例7】野洲川運動公園

(5)参考となる写真等
★写真など判断の参考となる資料を添付する。

７－２　審査事例集の使用上の注意事項

審査事例集を使用する際の注意すべき事項を以下に示す。

《使用にあたっての注意事項》

この審査事例集は、

事例1　小浜河川公園
事例2　川田河川公園
事例3　改修記念公園
事例4　グライダー操縦訓練場予定地
事例5　野洲川立入河川公園
事例6　野洲川河川公園
事例7　野洲川運動公園

における審査項目・審査細目の委員コメントを集約して記載したものである。

記載内容には、審査項目、審査細目が十分に確定してない状態で審査コメントを集約したものが含まれている。審査資料も十分でない状態で結論を出すため集約したものもある。

このため、この審査事例を他の占用施設の審査に適用する際は、現地状況の比較を行い、状況にあった判断をする必要がある。

また、審査事例についても、今後の審査結果を反映して内容の充実を図る必要がある。

8．審査結果の集約と提出

8－1　委員会審査結果の集約

委員会委員は、審査が完了した時点で、申請案件の審査結果を審査表に審査コメントを記載して提出する。

委員会は、提出された委員審査コメントを集約して、審査表に基づく委員会審査結果を調整作業会にて取りまとめる。

8－2　意見書による審査結果の回答

委員会は、申請案件の委員会審査結果を基に、判断理由と占用許可の是非、占用に関する要望事項、条件・付帯事項などを調整作業会にて審議する。

意見書は、審議結果を基に、意見書フォーム例を参考に以下の順で作成する。

1．委員会としての結論
2．委員会としての意見・要望
3．検討の経緯

作成した意見書は、委員会で承認を得た後、委員会委員長名で河川管理者（琵琶湖河川事務所長）へ提出する。

《意見書のフォーム例》‥‥更新審査の例

1. 委員会としての結論

‥対象施設の占用許可の更新については、下記の条件及び要望事項を付した上で、適当であると判断します。

2. 委員会としての意見・要望

対象施設は、‥‥(現状利用の状況、地域の状況等を記載)‥‥

しかしながら、‥‥(審査項目からみた問題点、コメントなどを記載)‥‥

よって、当委員会は、下記の事項を条件及び要望として、本施設の占用許可期間更新が適当であると判断する。

【占用許可期限の更新についての条件】

①‥‥(守って欲しい事項、禁止する事項、変更して欲しい事項などを箇条書きで記載)

②‥‥

【占用許可期限の更新につての要望事項】

①‥‥(配慮して欲しい事項、工夫をお願いする事項などを箇条書きで記載)

②‥‥

3. 検討の経緯

平成〇〇年〇〇月〇〇日	意見照会書の受理
平成〇〇年〇〇月〇〇日	河川管理者から概要説明
平成〇〇年〇〇月〇〇日	現地調査
平成〇〇年〇〇月〇〇日	申請者から申請内容についての説明
平成〇〇年〇〇月〇〇日	委員による意見交換
平成〇〇年〇〇月〇〇日	委員による意見書(案)の審議

９．審査資料と参考資料

９－１．審査資料

審査資料１　審査表原本
審査資料２　委員会審査事例集

９－２．参考資料

参考資料1　審査終了占用施設一覧

参考資料2　委員会審査表
(1)野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園用審査表
(2)グライダー操縦訓練場用審査表
(3)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園用審査表

参考資料3　意見書
(1)野洲川小浜河川公園意見書
(2)野洲川改修記念公園意見書
(3)野洲川川田河川公園意見書
(4)グライダー操縦訓練場意見書
(5)野洲川立入河川公園意見書
(6)野洲川河川公園意見書
(7)野洲川運動公園意見書

参考資料4　各占用区域ごとの現状と今後の望ましい利用形態
(1)野洲川小浜河川公園
(2)野洲川改修記念公園
(3)野洲川川田河川公園
(4)グライダー操縦訓練場意見書
(5)野洲川立入河川公園
(6)野洲川河川公園
(7)野洲川運動公園

参考資料5　審査対象施設の概要(平面図と施設写真)
(1)野洲川小浜河川公園概要(平面図と施設写真)
(2)野洲川改修記念公園概要書(平面図と施設写真)
(3)野洲川川田河川公園概要書(平面図と施設写真)
(4)グライダー操縦訓練場概要書(平面図と施設写真)
(5)野洲川立入河川公園概要書(平面図と施設写真)
(6)野洲川河川公園概要書(平面図と施設写真)
(7)野洲川運動公園概要書(平面図と施設写真)

参考資料6　委員会への意見照会書
(1)意見照会書(野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園)
(2)意見照会書(グライダー操縦訓練場)
(3)意見照会書(野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園)

以上

河川保全利用委員会審査表（最終案）

区分	審査項目	審査細目		審 査 内 容 の 説 明
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念	A11	基本理念	基本理念の内容を満足しているか。
	A2 基本方針	A21	基本方針	基本方針の内容を満足しているか。
	A3 意見書	A31	継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。（改善のための計画を策定したか。）
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	B11	必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。
		B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。
	B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。
		B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。
		B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。
	B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。
		B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。
		B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。
	B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。
		B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか（得るのか）。
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。（例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど）また、地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。
		C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。
	C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動（時刻、曜日、季節）を把握しているか。
		C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。
		C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。
		C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法（管理人等の配置）を定めているか。
		C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場（身体障害者用等を含む）を確保しているか。
	C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。
		C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。
		C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。
		C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画（または実績）があるか。
		C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。
	C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取（対話討論会等）を行ったか。
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用（予定）者からの意見を反映させて計画した施設か。
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）の使用を禁止しているか。
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。
		D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。
		D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。
		D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。
		D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。
		D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。
		D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。
		D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。
		D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。
	D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。（確認事項）
		D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。
		D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。
		D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に実施しているか。
	D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。（確認事項）
		D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。
	D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性（生態学的景観を含む）の現況を調査したか。また、施設の形態（形状・色彩等）が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。
		D42	景観変化の把握	占用にともなう景観変化の予測を行っているか。
		D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。
		D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。
		D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化（伝承文化等）と共存可能か。

※「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。